



けんぽ通信



2024年8月号
発行：全国健康保険協会新潟支部
編集：企画総務グループ

協会けんぽ 2023(令和5)年度決算(見込み)のお知らせ

2023年度の決算(見込み)の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

- 収入** ●保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。
- 支出** ●保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
●高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

➡ 2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

〔その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。〕

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ 2023年度決算(見込み) | 医療分

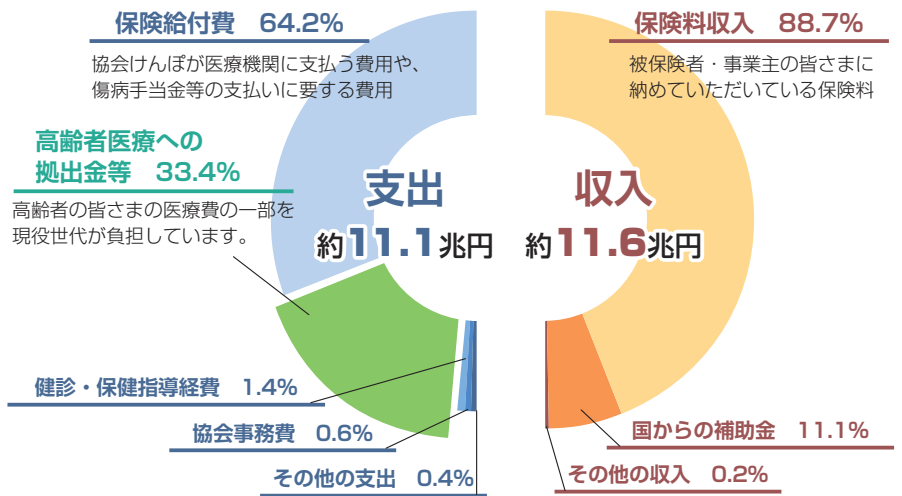
(単位：億円)

収入	保険料収入	102,998	(+2,577)
	国庫補助等	12,874	(+418)
	その他	233	(+16)
	計	116,104	(+3,011)

支出	保険給付費	71,512	(+1,993)
	拠出金等	37,224	(+1,358)
	その他	2,705	(▲683)
	計	111,442	(+2,668)

単年度収支差	4,662	(+343)
--------	-------	--------

※()内は、対前年度比
※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況です。**

- 団塊の世代が後期高齢者になることにより**高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。**

※高齢者医療への拠出金等 2023年度：2兆1,900億円 → 2025年度：2兆5,300億円

- 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること。**

※保険給付費 2023年度：7兆1,512億円 → 2028年度：7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

スマートフォンから！



〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL 025-242-0260(代表)

※この広報誌は協会けんぽにご加入の事業所様以外にも情報提供としてお送りしています。

受けっぱなしにしない！ 健診後の行動が大切です

健診は生活習慣を振り返り、改善につなげるため、そして病気を早期発見・早期治療するための手段です

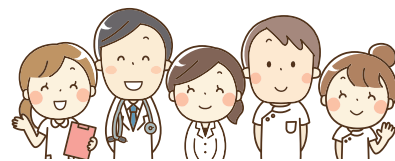
健診結果で「**要治療**」「**要精密検査**」と**診断された方**のうち、3か月以内に6割の方は医療機関を受診していますが、**4割の方は受診していません**。

その未受診者のうち検査数値が下表に該当する方へ、**ご自宅に受診勧奨の案内**をお送りしていますが、受診する方は1割程度です。長年にわたり放置することで、検査数値は悪化し、病気が重症化する傾向にあります。早期に医療機関で受診し、適正な治療を継続することや、生活習慣を改善することにより、病気の重症化を防げます！

事業主・健診担当者様へのお願い

- ①「要治療」「要精密検査」の項目があった従業員様に**医療機関で受診するよう**必ずお伝えください。その後、**受診の確認**も行ってください。また、勤務時間中に医療機関へ受診できるよう、勤務時間等の配慮にご協力をお願いいたします。
- ②下表の検査数値に該当する方へは健診受診から6か月後に受診勧奨の案内をお送りしています。
- ③**下記委託事業者から**、事業主様、事務ご担当者様経由で従業員様へご連絡させていただく場合がございます。ご協力をお願いいたします。

【委託事業者名称】株式会社アールエムサポート
【委託事業者電話番号】0120-513-010
【業務委託期間】令和6年4月～令和7年3月



協会けんぽが医療機関への受診を勧める数値

血 圧		血 糖		脂 質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dL以上	6.5%以上	180mg/dL以上

整骨院・接骨院のかかり方をご存じですか？

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

健康保険の対象となる場合

- ▷打撲・捻挫・挫傷（肉ばなれなど）
- ▷骨折・脱臼

※骨折や脱臼は、応急手当をする場合を除き、医師の同意が必要です。



健康保険の対象とならない場合

- ▷病気（神経痛・リウマチ・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- ▷単なる肩こり、筋肉疲労
- ▷脳疾患後遺症などの慢性病
- ▷労災保険が適用となる仕事や通勤途中のケガ



整骨院・接骨院にかかる時の注意事項

1 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上に負った負傷は健康保険は使えません。



2 申請書の内容を確認して必ず自分で署名しましょう

「療養費支給申請書」は受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう

3 領収書をもらいましょう

領収書は必ずもらいましょう。金額などに相違があれば、「協会けんぽ」までご連絡ください。なお、領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。

4 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

